

2019年8月28日付御庁の要請1(1)について

「ア」の前段について

四国電力の基本震源モデルでは、断層の角度は鉛直（高角）である。

これに対して、北傾斜（中角）として評価することを想定してみる。

断層深部の傾斜角が中角の場合あるいは高角の場合で評価が変更される部分は、**地震発生層の深さと幅**、更に**中央構造線断層帯の全体が破壊した際のモーメントマグニチュード**である（甲973号、p33、表1「中央構造線断層帯の特性」p13・14、「表3 想定される将来の地震規模」p72）。

### 1表・地震発生層の深さ

活動区間	中角	高角
④紀淡海峡-鳴門海峡	15km程度	10-15km程度
⑥讃岐山脈南縁西部	15-20km程度	15km程度
⑦石鎚山脈北縁	15-20km程度	15km程度
⑧石鎚山脈北縁西部	20km程度	15km程度
⑨伊予灘	15km程度	10-15km程度

### 2表・幅

活動区間	中角	高角
②五条谷	25km程度	15km程度
③根来	15-25km程度	10-15km程度
④紀淡海峡-鳴門海峡	25km程度	10-15km程度
⑤讃岐山脈南縁東部	15-25km程度	10-15km程度
⑥讃岐山脈南縁西部	25-30km程度	15km程度
⑦石鎚山脈北縁	25-30km程度	15km程度
⑧石鎚山脈北縁西部	30km程度	15km程度
⑨伊予灘	25km程度	10-15km程度
⑩豊予海峡-湯布院	15-25km程度	10-15km程度

### 3表 地震規模

中角の時 Mw8.0  
 高角の時 Mw7.8  
 (甲973号証, p 72「表3 想定される将来の地震規模」)。

(甲973号, p 33,  
 表1「中央構造線断層帯  
 の特性」p 13・14)

2019年8月28日付御庁の要請1(1)について  
「ア」の後段について

「北傾斜の不確かさと応力降下量の不確かさ等を重畠考慮した場合」は、地震動に大きく影響する応力降下量についてみると、応力降下量に比例して地震動は大きくなると考えられる。

さらに詳細については、具体的に計算してみなければ述べられないところ、計算の前提になるデータは相手方が所持している。そのため、御庁ご指摘の点については、相手方が計算することが可能であり、計算しているはずであるから、相手方において示されたい。

## 2019年8月28日付御庁の要請1(1)について 「イ」について

「北傾斜の不確かさと応力降下量の不確かさを重畠考慮した場合」は、「これらを重畠考慮しない場合」と比べて、応力降下量に比例して地震動は大きくなると考えられる。

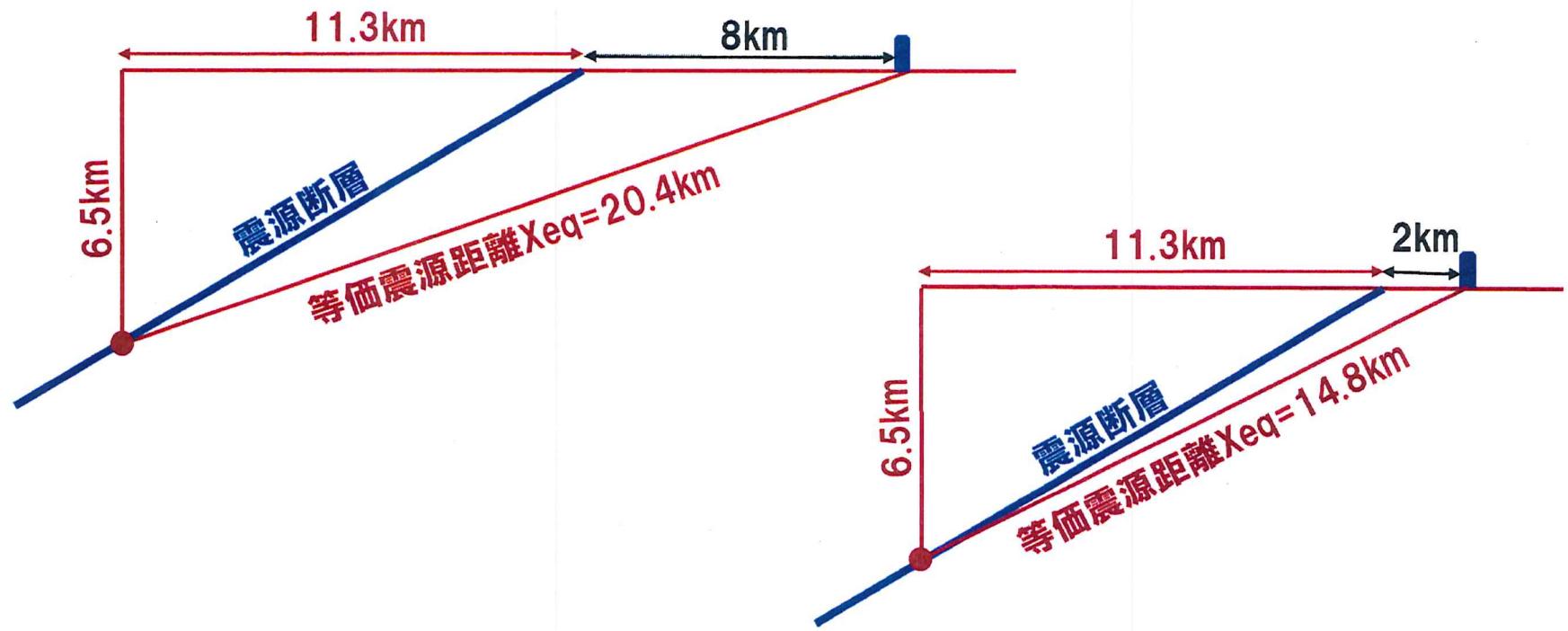
さらに詳細については、具体的に計算してみなければ述べられないところ、計算の前提になるデータは相手方が所持している。そのため、御庁ご指摘の点については、相手方が計算することが可能であり、計算しているはずであるから、相手方において示されたい。

## 2019年8月28日付御庁の要請1(1)について 「ウ」について

解釈別記2の第4条第5項二⑤では「⑤上記④の基準地震動の策定過程に伴う各種の不確かさ（震源断層の長さ、地震発生層の上端深さ・下端深さ、断層傾斜角、アスペリティの位置・大きさ、応力降下量、破壊開始点等の不確かさ、並びにそれらに係る考え方及び解釈の違いによる不確かさ）については、敷地における地震動評価に大きな影響を与えると考えられる支配的なパラメータについて分析した上で、必要に応じて不確かさを組み合わせるなど適切な手法を用いて考慮すること。」

→四電は支配的なパラメータである応力降下量を重畠考慮しておらず、解釈別記2の第4条第5項二⑤に違反している。

2019年8月28日付御庁の要請1(2)について  
「ア」について



2019年8月28日付御庁の要請1(2)について  
「イ」について

解釈別記2第4条5項ニ⑥の規定する「震源が敷地に極めて近い場合」は、同別記2第4条5項ニ⑤の規定する通常の場合と比べて、「上記⑤の各種の不確かさが地震動評価に与える影響をより詳細に評価し、震源の極近傍での地震動の特徴に係る最新の科学的・技術的知見を踏まえた上で、さらに十分な余裕を考慮して基準地震動を策定すること」として、より慎重に検討することを求めている。

→相手方は、そもそも「震源が敷地に極めて近い場合」の地震動評価をしておらず、上記解釈別記2第4条5項ニ⑥に違反している。